

子どもの貧困対策と就労支援

1 子どもの貧困対策推進に関する法律（平成 25 年 6 月 26 日法律第 64 号）【抜粋】

第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境により左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第 8 条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。(略)

（生活の支援）

第 11 条 国及び地方公共団体は、(中略) 貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

第 12 条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定）【抜粋】

（17 ページ）

第 4 指標の改善に向けた当面の重点施策

2 生活の支援

（4）子供の就労支援

（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援）

母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子供に対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行う。また、自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進する。

（親の支援のない子供等への就労支援）

新卒応援ハローワークやわかものハローワーク等を中心に正規雇用に向けた就職支援を行う。

（定時制高校に通学する子供の就労支援）

ジョブサポーター等による定時制高校に通う生徒も応募可能な求人の積極的な開拓及びハローワークにおける就職支援を行う。

（高校中退者等への就労支援）

ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施する。特に、高校中退者等についても、本人の了解の下、可能な範囲で学校、ハローワーク及びニート等の若者の就労支援機関等で情報を共有し、求めに応じて速やかに支援を行う。

（19ページ）

3 保護者に対する就労の支援

（親の就労支援）

子育てと就業の両立など、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を組み合わせた支援メニューをワンストップで提供することができるよう、就業支援専門員の配置など必要な支援を行う。（以下略）

[注]就業支援専門員：大阪市では「ひとり親家庭サポーター」（区役所等に13名配置）

3 大阪市こどもの貧困対策推進本部

別添資料参照

（平成28年3月1日新聞報道抜粋）

- ・第1回本部会議が平成28年2月29日に大阪市役所内で開催
- ・市内の小学5年生、中学2年生、就学前5歳児の計約6万人を対象とした実態調査を6～7月に実施
- ・夏以降に調査結果を有識者を交えて分析し、来年度以降の施策につなげる。



[English](#)

[한국어](#)

[中文](#)

[Español](#)

[Português](#)

[携帯版サイト](#)

[サイトの使い方](#)

[サイトマップ](#)

[読上げふりがな](#)

[お問合せ](#)

[文字サイズ](#)

[大](#)

[中](#)

[小](#)

サイト内検索

[検索ヘルプ](#)

[総合](#)

[市民の方へ](#)

[事業者の方へ](#)

[イベント・観光](#)

[市政](#)

[組織一覧](#)

[大阪市総合トップ](#) [報道発表資料一覧](#) [政策企画室報道発表資料\(2016年2月\)](#)

[【報道発表資料】平成28年度当初予算主要事業](#)

[【報道発表資料】こどもの貧困対策の取組みを推進します](#)

報道発表資料 こどもの貧困対策の取組みを推進します

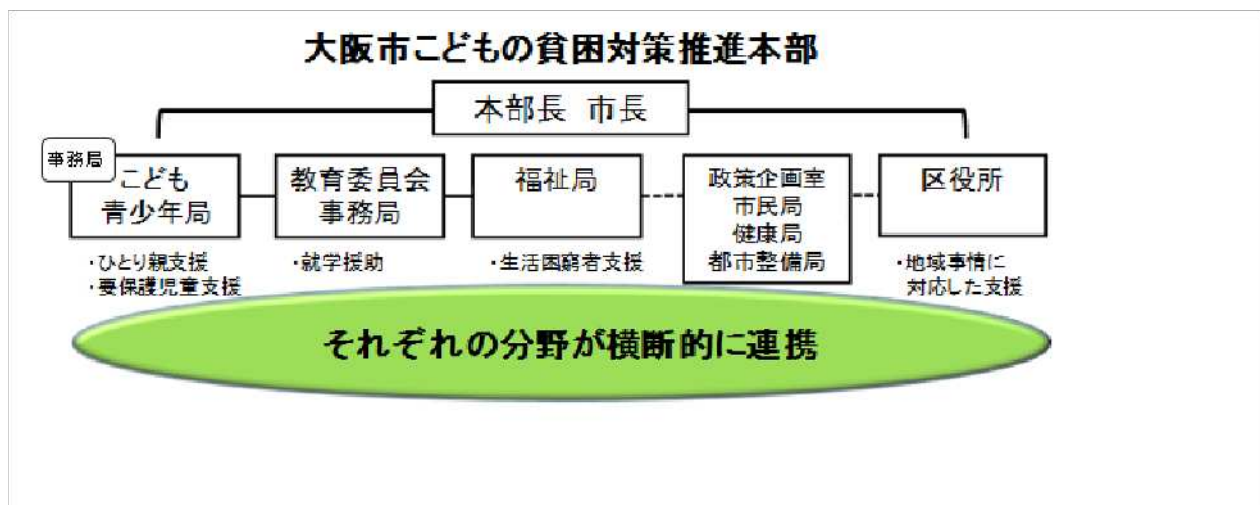
[2016年2月19日]

問合せ先:こども青少年局企画部総務課(06-6208-8152)

大阪市では、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現に向けたこどもの貧困対策の取組みを推進します。

こどもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康など多岐に亘っていますが、市長を本部長とする「大阪市こどもの貧困対策推進本部」を設置し、それぞれの分野が横断的に連携することができる体制を整備します。

平成28年度は、生活実態や学習環境などの実態調査を行い、分析結果等により課題を整理したうえで、平成29年度以降に重点的に取り組む施策を検討していきます。



【平成28年度予算額 600万円】新規

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

[サイトの使い方](#)

[サイトの考え方](#)

[個人情報の取り扱い](#)

[著作権・免責](#)

[地図](#)

[ホームページ管理者](#)

[市やホームページへのご意見](#)

大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話: 06-6208-8181(代表) [地図・庁舎案内](#)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

大阪市こどもの貧困対策推進本部 構成員

	所属	名前
【本部】		
本部長	市長	吉村 洋文
副本部長	副市長(こども青少年局担当)	鍵田 剛
本部員	西区長(こども・教育部会担当区長代表)	高野 賢
	浪速区長(福祉・健康部会担当区長代表)	玉置 賢司
	政策企画室長	黒住 兼久
	市民局長	谷川 友彦
	福祉局長	西嶋 善親
	健康局長	上平 康晴
	こども青少年局長	内本 美奈子
	都市整備局長	國松 弘一
	教育長	山本 晋次